(2)　交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はＩＴ電力系統（全ての充電部を、大地から絶縁する電力系統、一点をインピーダンスを介して大地へ接続し、かつ、電気設備の露出導電性部分を単独若しくは一括して接地する電力系統又は系統の接地へ接続する電力系統をいう。次号(2)(一)において同じ。）にのみ接続して設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	一三〇デシベル
	平均値	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	準尖頭値	一二五デシベル
	平均値	一一五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	一一五デシベル
	平均値	一〇五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(二)　(一)に規定する設備以外の設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	一〇〇デシベル
	平均値	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	準尖頭値	八六デシベル
	平均値	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	準尖頭値	九〇デシベルから七三デシベルまで　※
	平均値	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	九七デシベルから八七デシベルまで　※
	平均値	八四デシベルから七四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	八七デシベル
	平均値	七四デシベル